

# 市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将



〒381-1221  
長野市松代町東条東十人町 3116-3  
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540  
e-mail : [ima@ichiba-sr.com](mailto:ima@ichiba-sr.com) URL: [www.ichiba-sr.com](http://www.ichiba-sr.com)

## 公的機関を装った不審電話にご注意を！



### ◆厚生労働省を名乗る不審電話

厚労省を名乗る者から民間事業主に対し、「パワハラなどハラスメント防止の推進企業の認定制度がある。来社して説明させてほしい」と電話が入る事案が発生し、厚労省が注意喚起を行っています。現在、ハラスメント防止に関する厚労省の認定制度はありませんし、厚労省や都道府県労働局の職員がこのような電話をすることもありません。

公的機関を名乗られると、「きちんと対応しなければ」と応じてしまう方もいるでしょう。しかし、相手が不審者であった場合には、個人情報流出させたり、悪質な営業活動や詐欺に巻き込まれてしまったりするような事態にもなりかねません。

### ◆どのような不審電話・メールがある？

ほかにも、厚労省の職員を名乗る者から、次のような内容での不審電話・メールがあったとの報告がされています。

- ・「雇用動向調査に協力しなければ、罰金を支払ってもらう」
- ・「調査のため家族構成、年収、資産、年金額等を教えてほしい」
- ・「戦争で亡くなった方の年金で払いすぎた分がある。直接訪問するのでその際に返してほしい」
- ・「医療費控除の還付金がある。振り込むので、銀行／郵便局のATMに行って電話してほしい」
- ・(年金機構を装うメールで)「個人電子年金情報の更新」等の件名で、任意のホームページに誘導し、個人情報を入力させようとする

たとえ公的機関を名乗られても、相手の言うままに応じるのではなく、まずは相手の名前や担当部門などを問い、少しでも不審に感じた場合には一度電話を切りましょう。正式な連絡であるか、関係機関に照会することで被害を防ぐことができます。

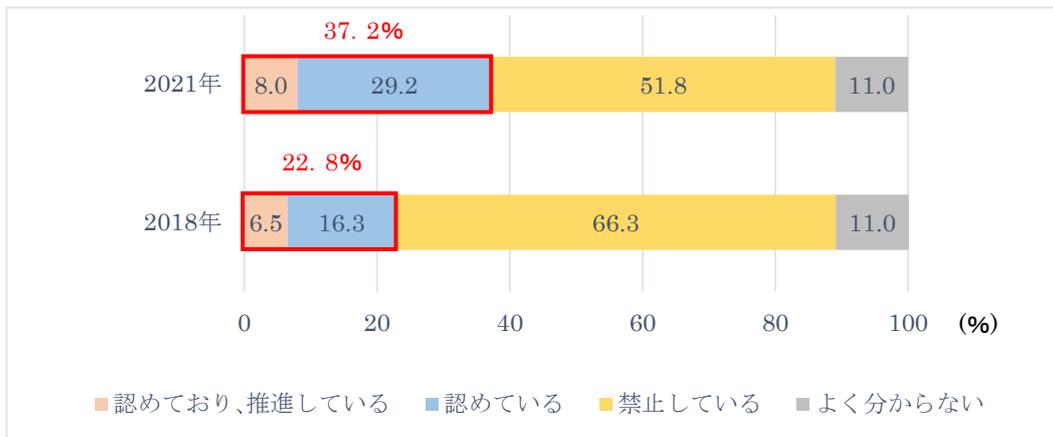
【厚生労働省「厚生労働省職員や機関を装った不審な電話・メールにご注意ください。」】

<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/0713-1.html>

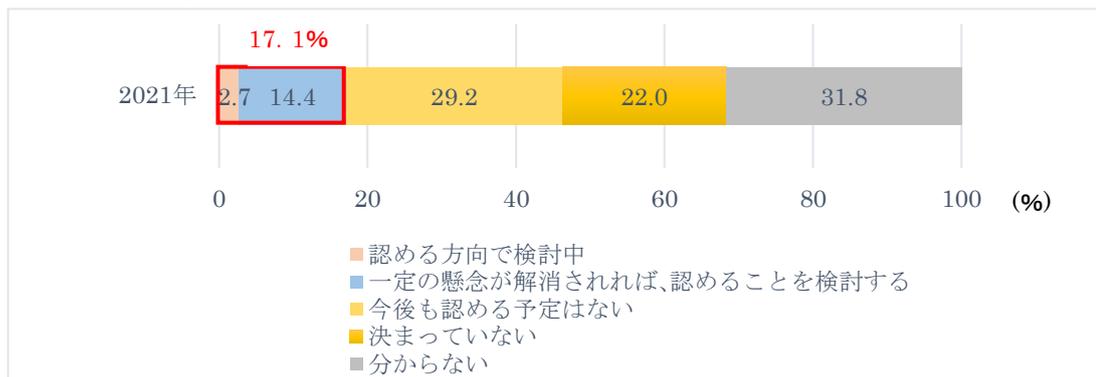
## 副業を認めますか？

### ◆副業等を認める方向にはあるようですが…

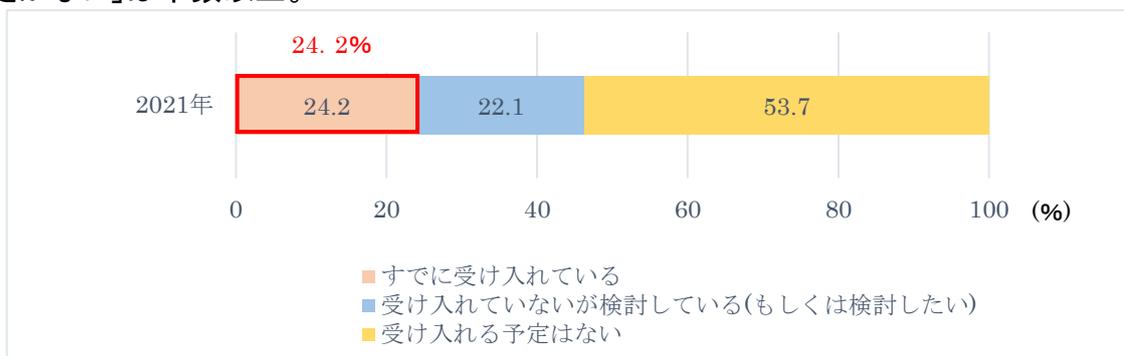
アデコ株式会社が実施した「副業・複業に関するアンケート調査」によると、  
・「副業・複業」を認める企業は約4割(2018年より15ポイントアップ)。一方、半数以上はいまだに「副業・複業」を認めず。



・現在、「副業・複業」禁止の企業で、将来的に認めることを検討しているのは2割以下。



・副業・複業を行っている人の雇用について「受け入れている」企業は3割以下、「受け入れる予定がない」は半数以上。



という結果が出たそうです。

なお、この調査では副業を「本業の合間に行うサブ的な仕事」、複業を「複数の仕事をすべて本業として行うこと(兼業)」と定義しているそうですが、ここでは副業等とまとめて記します。

この調査は上場企業に勤務する部長職・課長職の方を対象としたものですので、その他の属性の方についても同じ傾向ではないと思われませんが、だんだんと副業等を認める方向に向かってはいるようです。

#### ◆それでも副業を認めますか

副業等に関しては、労働時間の把握(労働時間の自己申告制、通算ルール、厚生労働省の管理モデルによる管理など)、割増賃金支払い義務、健康管理など、気を付けなければならない点が多くあります。また、自社の社員が副業先で休業が必要な労災となってしまう場合、当然ながら自社の業務にも影響が出ます。こうしたことから、上記の調査にもあるように、上場企業でさえも副業等の受け入れには消極的な企業があるのでしょう。

副業等につわる課題を理解してなお、許可を検討する場合には、本業たる自社の業務に専念する義務があること、労働時間の報告義務なども含めて社員と誓約書を交わすこと、関連する就業規則などを整備することは必須でしょう。

副業等について、それが請負契約によるものは許可するという制度にすれば、多少はこうした課題も少なくなります。自社の魅力度アップのための効果は弱まるでしょうから、現状ではなかなか導入がむずかしい制度といえるかもしれません。副業等を認める制度を取り入れるとしても、慎重な検討が必要でしょう。

【アデコ「副業・複業に関するアンケート調査」】

<https://www.adecogroup.jp/pressroom/2021/1028>

【厚生労働省「副業・兼業」】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

## 企業が知っておきたい「Z世代」の特徴



#### ◆Z世代とは？

Z世代とは、厳密な定義はありませんが、主に 1990 年代後半から 2000 年代前半(2021 年現在の年齢は 10 代～20 代前半)に生まれた世代のことを指します。なお、主に 1960～70 年代に生まれた人をX世代、1980～90 年代に生まれた人をY世代(ミレニアル世代ともいふ)と呼び、「Y」の次世代という点からZ世代という名称が付けられました。

#### ◆Z世代の特徴

Z世代は、子どもの頃からインターネットや各種デバイスが身近にあり、当たり前のようにそれらを活用しているデジタルネイティブであることが最大の特徴です。そのため、ネットリテラシーが高く、AR(拡張現実)やVR(仮想現実)、動画配信、AIなどの最新のテクノロジーに関心を持っていることも特徴です。

また、この世代の学生時代には、スマートフォンが普及し、SNSも一般的になりました。SNSをコミュニケーションツールとして使いこなし、情報収集や情報発信をすることからSNSネイティブ世代とも呼ばれています。

さらに、Z世代の多くの人々は、SNSを通じて性別、年齢、国籍に関わらず様々な人と交流し、意見交換を行っています。そこで様々な価値観に触れお互いの個性を尊重するため、多様性(ダイバーシティ)や個性を重視する傾向にあるようです。

#### ◆Z世代が中心の社会に向けて

Z世代という言葉が、今年の「現代用語の基礎知識選 ユーキャン新語・流行語大賞」の30語にノミネートされました。

Z世代は、現在現役で働いているX世代、Y世代とは異なった価値観を持った世代であるため、彼らが今後社会に進出、活躍し消費を支える年齢層になったときの働き方や企業活動、マーケティング等への影響が注目されています。企業は、彼らの特徴を理解し受け入れる体制を準備することが必要です。

PS. 私はX世代ですが、Y世代に劣っている点が沢山あります。ましてやZ世代には到底敵いそうにありません。違う土俵を開拓する時期が来たようです。

## ～今月のことば～

—— 昨年は学会の任命拒否問題で「渦中の人」になりました。政府は拒否する姿勢を崩していませんが、現状をどう見えていますか。

政府の任命拒否は、法律の改正なしには行えない違法なやり方でした。現政府の決定は覆らないでしょうが、そのプロセスがいかになされたか、内閣法制局と内閣府の文書を精査すれば問題のありかが後にわかるはず。要は、後継の内閣がこれを先例となしえないようなところまで、政治過程を明らかにしておくことです。

私は先行きを悲観していませんし、へこたれてもいません。複数のメディアの世論調査で、任命拒否についての政府の説明を「不十分」「納得できない」と考える人が5～7割いました。私の元には励ましの手紙が約50通、脅迫の手紙が2通来ています。つまり個人が政権からある意味「弾圧」「批判」された時、民主的な社会でなぜこれが起きたのか、政権の意図は何なのかを、知りたいと考える人は少なくないということです。私はこの国民世論のまっとうさに信を置きたいと思います。

『この国のかたちを見つめ直す』

著 加藤 陽子

## ～事務所よりひとこと～



今年は、車に振り回された一年でした。

昨年12月に自家用車を買って替えました。新しい車に乗れるとワクワクしていたのですが、エアコンの不具合が発生し、年明け早々に入院になりました。なかなか修理が終わらず、約一か月かかりました。それ以降は順調に乗ることができていたのですが、8月にもらい事故をしてしまいました。事故の程度がかなりのもので、車の内部まで損傷があり、修理しても事故車扱いになるとのこと。相手のいる事故は何十年ぶりなので、何をどうしていいのかわからず右往左往。過失ゼロでしたので、相手の保険会社との交渉も自分自身で対応しなければならず、なんだかモヤモヤしたまま過ごした3か月でした。

先日、新しい車が来てようやく代車生活も終わりました。次の車は、何事も無く、長く快適に乗れることを祈っています。

少々気早ですが、本年は大変お世話になりました。良いお年をお迎えください。(八木澤)

